

可児市地域支え愛ポイント制度について（説明）



社協キマナー「こころん」

1. 可児市支え愛地域づくり事業

可児市においても少子高齢化が急速に進む中、子どもから高齢者まで安気に暮らせるまちづくりを推進するために、市において「可児市支え愛地域づくり事業」が構築され、平成26年4月1日から運用が開始されました。

この事業は、地域通貨「Kマネー」の活用により、「**地域経済の活性化**」と「**地域の支え合いの仕組みづくり**」を目指すものです。

可児市社会福祉協議会では、地域支え愛ポイント制度の管理機関として、ボランティア活動者の登録、ポイントの交換事務を行なうことにより、目的達成を目指していきます。

2. 地域支え愛ポイント制度

「地域支え愛ポイント制度」とは、可児市支え愛地域づくり事業の中で「地域の支え合いの仕組みづくり」の役割を担う制度です。市が指定する対象ボランティア活動を行うと、その活動実績に応じて「地域支え愛ポイント」が交付されます。

交付されたポイント（シール）は、「地域支え愛ポイント手帳」に
※1年間貯めていただきます。貯まったポイントは、翌年度にポイント数に応じた「Kマネー」と交換することができます。



3. 対象となるボランティア活動

対象となるボランティア活動は、市が指定する「**子育て世代が安心して暮らせるための活動**」と「**高齢者が地域で健康、安気に暮らせることにつながる活動**」です。

平成26年度から平成28年度の3年間は、試行期間として制度運用されています。

4. 地域支え愛ポイント制度に登録するには

①団体の登録

ボランティア団体が、ボランティア活動者にポイントシールを渡すことができる「ポイント付与機関」になるために、指定申請書による**団体登録**が必要です。

②個人の登録

個人が、ポイントシールを受け取ることのできる、「ボランティア活動者」になるためには、登録申請書による**個人登録**が必要です。登録後に「**地域支え愛ポイント手帳**」を発行します。

※団体および個人の登録は、可児市社会福祉協議会で受け付けています。